

生徒証

横浜市立日野南中学校

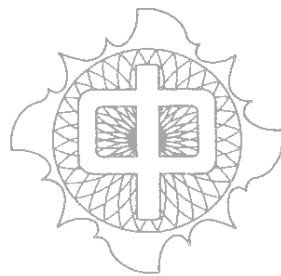
生徒証の取扱いについて

- (1) 生徒証は本校生徒の身分を証明するものですから、登校の際には必ず携帯してください。
- (2) 生徒証は学校生活に欠かせない大切なものです。取扱いには十分注意し、大いに活用してください。
- (3) 生徒証を紛失した際には、学級担任を通じて再交付を願い出てください。

【学校教育目標】

「いのち ふれあい たくましさ」

- 命を大切にし、健やかに生きていく力を育みます。【体】
- 思いやりの心もち、自他を尊重する態度を育みます。【徳】
- 進んで学び、自ら判断する力を育みます。【知】
- 社会に目を向け、未来を切り開いていく力を育みます。【公・開】



校章の由来

本校が創立された昭和 54 年に港南区制 10 周年を記念して、区の花がヒマワリと決まりました。そのヒマワリと太陽の炎がつくる健康と若いエネルギーを燃やす情熱を表しています。

横浜市立日野南中学校校歌

作詞 大内 久世

作曲 平井哲三郎

1. 開けし山と街並の 映え合うところ 日野の丘
学びの窓に 若き瞳の輝きあり
今こそ求めん 真理の道を
日野南ああ あつき炎を心に染めて
共に目指さん 確かな今日を
2. あふるる陽光と峻風の通えるところ 日野の丘
学びの庭に 若き力の鼓動あり
今こそ競わん 技と理想を
日野南 ああ あつき炎を心に染めて
共に築かん 明るい明日を
3. 果てなき空と木の緑
目にしむところ 日野の丘
学びの窓に 友との固き誓いあり
今こそ語らん 青春の時を
日野南 ああ あつき炎を心に染めて
共に進まん 広き未来へ

横浜市立日野南中学校 校歌

大内 久世 作詞
横浜市立日野南中学校校歌制定委員会補作
平井哲三郎 作曲

1. ひらけしやーま とまちなみの はえ
あうところ ひのおかま
なびのまどに わかきひとみのか
がやきあり いまこそとめん
まことのみちーを ひのみなみ ああ あ
つきほのおを ところにそめてと
もにめざさんたしか なきょうを

目次

学校教育目標、校章の由来.....	1
校歌.....	2
沿革.....	4
生徒会会則.....	6
生徒会組織機構図.....	9
生徒会役員選挙規定.....	10
生活のきまり.....	12
図書館の利用.....	14
校舎配置図.....	15
校時表、部活動終了・下校時刻.....	16
気象警報発表時および地震発生等における地震発生.....	17
クロムブック使用上のルール.....	18
発行者、注意.....	19

沿革

昭和 53.9.	港南中学校日野方面校新築工事着工
昭和 54.4. 1	創立、横浜市立日野南中学校と称す 切通清臣初代校長着任
昭和 54.4.2	開校式挙行 港南中学校に同居
昭和 54.4.5	始業式、第一回入学式挙行
昭和 54.6.5	新校舎へ移転
昭和 54.6.9	新校舎落成式
昭和 54.11.5	校章が制定
昭和 54.11.30	標準服が制定
昭和 56.11.27	校庭整備完了
昭和 57. 10. 30	校歌制定
昭和 58.9.	小島健一郎第二代校長着任
昭和 59.6.4	創立 5 周年記念式典挙行
昭和 60.4.1	生出久雄第三代校長着任
昭和 63.4.1	上坂忠第四代校長着任
平成元.6.3	創立 10 周年記念式典挙行
平成 5.4	荒井法子第五代校長着任
平成 6.12. 22	特殊学級教室、コンピューター教室新設工事完了
平成 9.4.1	楠仁第六代校長着任
平成 10. 11.21	創立 20 周年記念式典
平成 11.4. 1	篠原規夫第七代校長着任
平成 12. 11.	教育相談室・保健相談室・事務室・印刷室改修工事完了
平成 13.9.16	照明設置工事完了
平成 13.11.8	視聴覚室工事完了
平成 13.12.25	特殊学級教室工事
平成 13.8.31	外壁塗装工事
平成 13.4. 1	個別支援学級開級（5・6組）
平成 13.7	市民図書室開設
平成 14.11.	昼食弁当販売開始
平成 16.1.23	トイレ改修工事完了
平成 16.4. 1	二学期制開始
平成 16.8.	校舎内照明設備改修工事
平成 16.11.	ネットデイ、校内 LAN 設備
平成 17.4. 1	畠山崇第八代校長着任
平成 17. 9. 12	耐震補強工事完了
平成 17.12.13	揚水管改修工事完了
平成 18.3.	屋上防水工事
平成 19.3.1	門扉交換工事
平成 20.11.8	創立 30 周年記念式典
平成 22.4.1	植田敬久第九代校長着任
平成 23.3.	防球ネット拡大工事完了
平成 24.9	教室空調設置工事完了
平成 25.8	外壁改修工事完了
平成 26.4.1	山我智康第十代校長着任
平成 27.7.	特別教室空調設置工事完了
平成 27. 12.	エレベーター、多目的トイレ設置工事完了

平成 29.4.1	赤堀国和第十一代校長着任
平成 30. 10.	創立 40 周年記念式典
令和 2.4.1	住本宏第十二代校長着任
令和 3. 5.	特別支援教室（ひまわり教室）開設
令和 4. 4. 1	松本麻理子第十三代校長着任
令和 7.2.28	体育館改修工事完了
令和 7.4.1	田中光弘第十四代校長着任

横浜市立日野南中学校生徒会々則

第一章 総則

- 第1条 (名称) 本会は横浜市立日野南中学校生徒会 (以下本会という) と称する。
- 第2条 (会員) 本会は横浜市立日野南中学校に在学する生徒によって構成され、会員は皆平等である。
- 第3条 (目的) 本会は会員ひとりひとりが自覚と責任をもって行動し、自主的態度と協調心を高め、よりよい個人の成長と学校全体の向上を図ることを目的とする。

第二章 総会

- 第4条 生徒総会は全会員をもって構成される。本会の最高決議機関である。
- 第5条 総会は年1回開会する。但し、会長が必要であると認めた時、又は全会員の3分の1以上の要求があった時、執行委員会にはかり、これを開くことができる。
- 第6条 総会は次の仕事を行う。
1. 予算の決定
 2. 会則の決定
 3. その他重要なこと

第三章 執行委員会

- 第7条 執行委員会は執行委員をもって構成される。
本委員会は次の仕事を行う。
1. 本会活動の基本方針を立案し、その徹底をはかる。
 2. 本会の円滑な運営をはかる。
 3. 予算委員会を組織し、予算案を作成する。
 4. 規律の立案、改正を検討する。
- 第8条 執行委員は会長1名、副会長2名、役員5名とする。役員の任期・選挙については別に定める役員選挙規定による。
- 第9条 執行委員は次の仕事を行う。
1. 会長は本会を代表し、本会の運営に関する権限を有して会務を行う。
 2. 副会長は会長を助け、会長不在の時はその仕事を代行する。
 3. 役員は本会の運営に必要な記録及び書類の保管、会計事務を行う。
また、会長を助ける。

第四章 評議会

- 第10条 評議会は総会につぐ決議機関で毎月定例会議を開く。
- 第11条 評議会は各学級評議委員、各学年学級委員長、各専門委員長、および執行委員をもって構成される。その他、必要に応じて他の生徒が出席することもある。また、議決権は評議委員だけがもつ。本委員会は、生徒会活動全般にわたる問題の審議を行う。

第五章 学級の生徒会活動

第12条 生徒会活動と学級活動は、相互の交流と調和のもとに推進する。

第13条 学級には生徒会との関連において、次の委員を置く。なお、個別支援学級として選出する場合は、各委員会の定員の上限は以下の通りとし、必ずしも全委員を置かなくても良いこととする。

・専門委員

評議委員（1名）、学級委員（男女各1名）、生活委員（2名）、保健委員（2名）、図書委員（2名）、視聴覚委員（2名）

・特別委員

体育祭実行委員（男女各1名）、芸術祭実行委員（2名）

第六章 学級委員会

第14条 学級委員会は、各学級より選出された評議委員、学級委員をもって構成される。各学年に長をおき、学年行事の企画・運営、学年の諸問題等について話し合い、解決を図る。

第15条 評議委員、学級委員の任期は半期であり、前期と後期それぞれにおいて学級より選出される。

第七章 専門委員会

第16条 専門委員会には、各学級より選出された委員をもって構成される次の専門委員会をおき、それぞれ長をおく。

生活委員会・保健委員会・図書委員会・視聴覚委員会

第17条 各委員の任期は半期であり、前期と後期それぞれにおいて学級より選出される。

第18条 各専門委員会は毎月1回定例会議を開き、主に次の仕事を行い、その徹底をはかる。

① 生活委員会

1. 安心して安全な学校生活の推進。
2. その他委員会として必要な仕事。

② 保健委員会

1. 健康で安全な学校生活の推進。
2. 校内美化運動の推進。
3. 清掃の点検活動や用具の整理。
4. その他委員会として必要な仕事。

③ 図書委員会

1. 図書館の整理・整頓。
2. 図書の閲覧・貸出・返却の事務。
3. 学級内の図書の仕事、読書意欲の啓発。
4. その他委員会として必要な仕事。

④ 視聴覚委員会

1. 昼食時の放送担当。
2. 学校行事等で視聴覚機器の操作を行う。
3. その他委員会として必要な仕事。

第八章 特別委員会

第 19 条 特別委員会には、各学級より選出された委員をもって構成される次の特別委員会をおき、それぞれ長をおく。

体育祭実行委員会・芸術祭実行委員会

第 20 条 体育祭実行委員会では、主に体育祭に関わる企画・運営を行い、委員の任期は半期（前期のみ）とする。

第 21 条 芸術祭実行委員会では、主に芸術祭に関わる企画・運営を行い、委員の任期は1年間とする。

第九章 会計

第 22 条 会員は会費として所定の金額を納入する。

第 23 条 本会の予算は各部門からの要求に基づき、予算委員会が調整し、総会の承認を得る。

第 24 条 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第 25 条 会計監査については別に定める。

第十章 顧問

第 26 条 本会は学校長の承認、並びに顧問の助言と指導のもとに運営する。

第十一章 改正

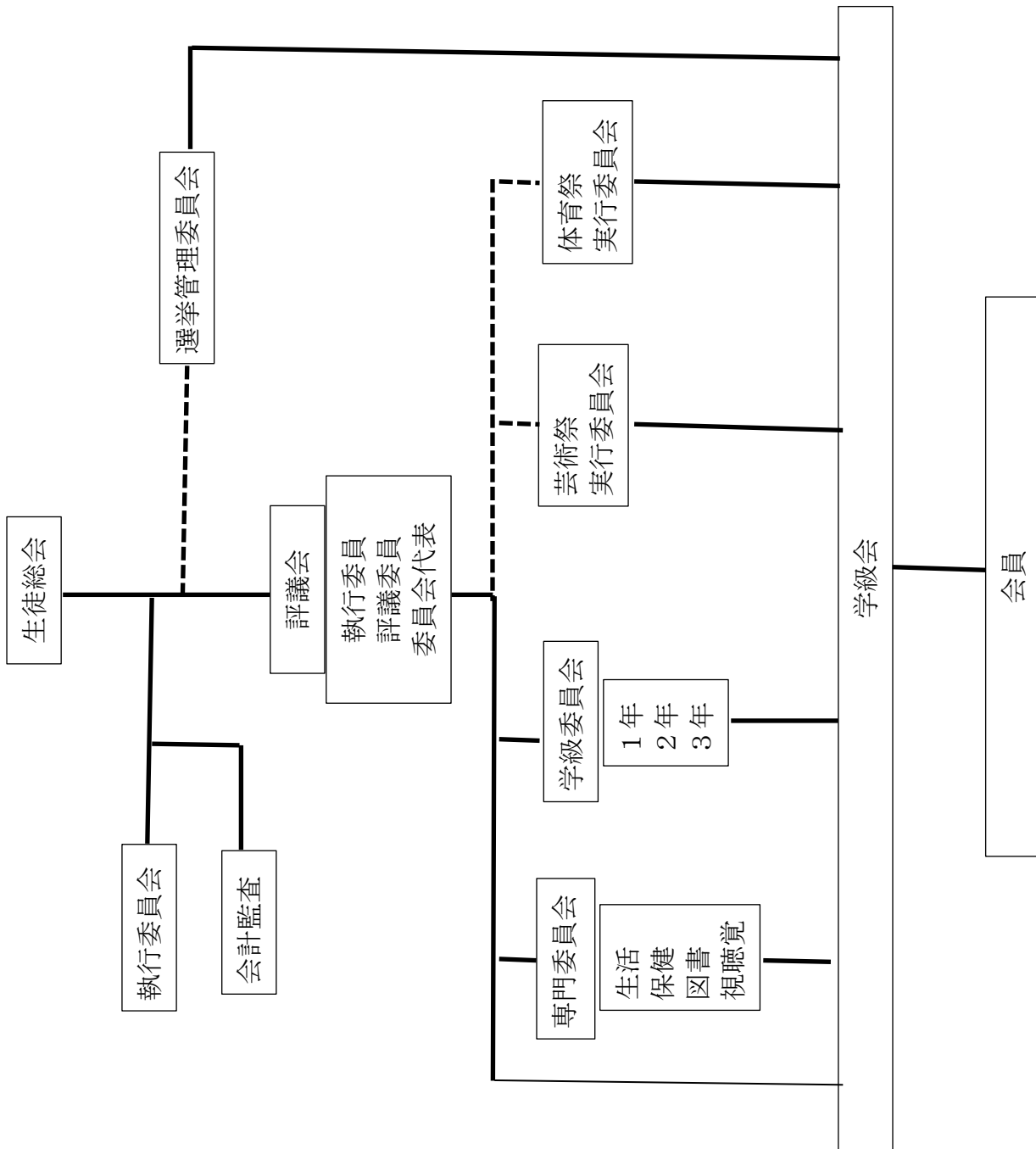
第 27 条 本会則は評議会の議を経て、総会で出席会員の3分の2以上の承認を得て改正される。

(平成 13 年 6 月一部改正)

(平成 24 年 6 月一部改正)

(令和 3 年 11 月一部改正)

(令和 7 年 2 月一部改正)



生徒会役員選挙規定

第一章 総則

- 第1条 この選挙規定は、生徒会会則（以下本則という）第一章第3条に則り、執行委員を公選する選挙が公明かつ適正に行われることを確保し、もって生徒会活動の健全な発達を期待することを目的とする。
- 第2条 この選挙規定は、本則第三章第8条に規定された執行委員を選出するために適用するものである。

第二章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会は、各学級より選出された選挙管理委員をもって構成される。本委員会は主に次の仕事を行う。
1. 本選挙の立候補者の募集に関する事。
 2. 選挙運動に関する事。
 3. 選挙に関する啓発、周知等に関する事。
 4. 投票及び開票事務に関する事。
- 第4条 選挙管理委員は、各学級より1名、任期は1年間とする。

第三章 立候補の資格

- 第5条 2年生ならば会長、副会長、役員に立候補することができる。但し、立候補者は一つに限って立候補することができる。
- 第6条 1年生ならば副会長、役員に立候補することができる。
- 第7条 3年生は立候補の資格がない。
- 第8条 立候補者は、3名の応援者（うち1名を応援責任者とする）を得なければならない。応援者は立候補者とともに選挙活動に参加することとする。
- 第9条 選挙管理委員に任命されたものは立候補の資格はない。もし立候補する場合には、その職をやめなければならない。また、該当する学級で代理を任命しなければならない。

第四章 当選者の決定

- 第10条
- 第1項 会長職
開票の結果得票数を得た者のうちから最高点の者に決定する。
- 第2項 副会長職
高点順に2年生立候補者中より1名、1年生立候補者より1名をもって当選者とする。
- 第3項 役員
高点順に2年生立候補者中より2名、1年生立候補者中より3名をもって当選者とする。
- 第11条 立候補者が定員を超えなかった場合には信任投票を行う。

第五章 役員任期及び補欠

- 第12条 役員任期は1月1日から12月31日をもって満了とする。
- 第13条 役員に欠員を生じた場合には、選挙管理委員会は第10条の規定を準用して当選者を定める補欠選挙を行うこととする。
- 第14条 補欠選挙では、第10条第3項の役員の当選において、学年の定数を設けないものとする。

第六章 選挙運動

第 15 条 選挙管理委員は、選挙運動はできない。

第 16 条 立候補の届出を完了し、決められた期間、場所、時間等で行う。

第七章 罰則

第 17 条 選挙管理委員会は、第 15 条及び第 16 条に違反した場合には、その該当立候補者の立候補の資格を取り消すことができる。

第八章 補則

第 18 条 この規定の改廃は評議会の 3 分の 2 以上の同意を得て行われる。

第 19 条 この規定は昭和 54 年 6 月 15 日より効力を有する。

(平成 12 年 2 月一部改正)

(平成 24 年 6 月一部改正)

(令和 3 年 11 月一部改正)

(令和 7 年 2 月一部改正)

生活のきまり

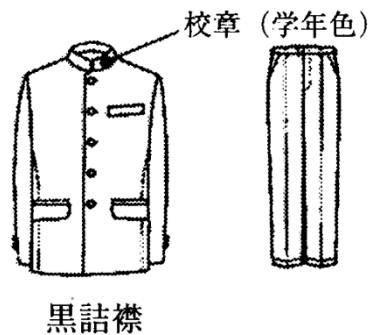
集団生活には、一定のきまりが必要です。友達や、家庭の間では約束事で済みますが、集団が大きくなると法律によって個人個人の生活が守られることとなります。学校でも同様、お互いが楽しく、伸び伸びと生活するためには、いくつかのきまりは必ず守らなければなりません。次に掲げたきまりが全てではありませんが、生活のリズムの柱にして常識ある判断のもとに楽しい学校生活を築いていきましょう。

1. 登下校

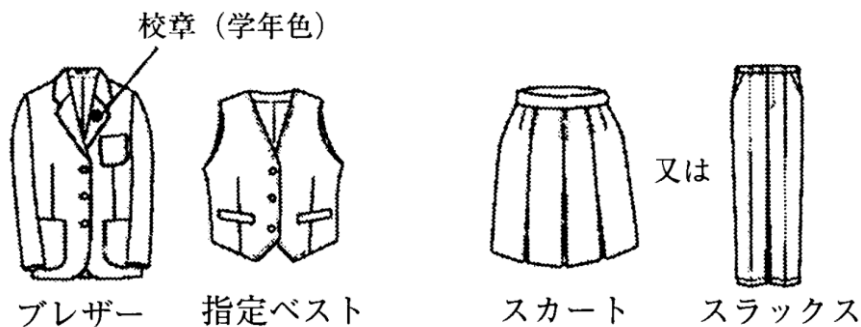
- (1) 交通マナーをしっかりと守り、人に迷惑をかけないようにしましょう。
(道いっぱいに広がって歩いたり、他の歩行者などの妨げにならないなど)
- (2) 特に下校時は、できるだけ明るく人通りの多い、安全の確保ができる道から帰るようにしましょう。
- (3) 自転車通学はできません。
- (4) 登下校時の買い物や寄り道は原則しないようにしましょう。事情がある場合は先生に伝えてください。

日野南中学校 標準服

標準服 タイプⅠ



標準服 タイプⅡ



2. 身だしなみについて

その日の天候や体調に合わせて着用しましょう。

◎標準服について

- ・タイプⅠ…ズボン・Yシャツ・黒詰襟、またはズボン・Yシャツ
- ・タイプⅡ…スカート（又はスラックス）・Yシャツ・学校指定ベスト・ブレザー
またはスカート（又はスラックス）・Yシャツ・学校指定のベスト
（※スラックスの場合ベストを着用しなくてもよい）
- ・シャツはズボンやスカートの中に入れます。
- ・Yシャツは第1ボタンのみ開けてよいこととします。
- ・市販のセーターやベストは年間を通して着用しても良いが、色は黒、白、紺、茶色、ベージュ、グレーとします。

※柄はワンポイント程度。ボーダー柄は着用できません。

- ・スカートの下にジャージやウィンドブレーカーをはかないようにしましょう。

※式典・集会等では、市販のセーターやベストを一番上に着ることはできません

◎その他、身だしなみについて

○登下校時着て良いもの

標準服または学校指定のジャージや学校指定のウィンドブレーカー（部活動ジャージ上下を含む）

○校内で着て良いもの

標準服または学校指定のジャージやウィンドブレーカー。部活動ジャージは校内では下のみ可とし、部活動時以外上着は着ることができません。ただし、保健体育の授業では学校指定のもののみ着用できるものとし、部活動ジャージは上下とも着ることができません。

（現在、コロナ禍における特例措置として例外の着方が認められている。）

○防寒を目的とするならば、次の服装が認められています。

- ・一番外側に学校指定のジャージを着るものとして、その中にパーカーやトレーナーを着用しても良いです。色などの指定はないが、あまり華美にならないようにしましょう。

※標準服の中にパーカーやトレーナーを着用することはできません。

- ・登下校時は防寒着としてコートなどの着用をしても良いことになっています。

○アクセサリーの着用やメイク、染髪など学校と関係のないことは認められていません。

3. 持ち物

◎原則、学習に必要なもの（貴重品・危険物・遊び道具・メイク用品など）は持ってこないようにしましょう。

○貴重品やお金を持ってきた場合は、朝のうちに必ず担任に預けましょう。

○学校内でのマンガ、雑誌の貸し借りや読むことは認められています。

※授業中にマンガを読んだ人がいた場合、そのクラスは、学校内では、読むことも貸し借りも、1か月間禁止とします。禁止期間中に再び違反が起きた場合は、その日からさらに1か月間禁止とします。

○携帯電話等の通信機器は、原則として持ち込み禁止です。ただし、特別な事情があって持ってこなければならない場合は、『携帯電話・スマートフォン等持ち込み許可申請書』を提出したのち『許可書』を発行してもらいましょう。また、持ってきた場合は朝のうちに必ず担任に預け、帰りに受け取ります。

（『携帯電話等〔音楽プレーヤーやゲーム機等を含む〕並びに刃物類及び危険物の校内持ち込みの禁止について』参照）

※ルール違反をした場合、本人から携帯電話を預かり、事情を聴いたのち、保護者連絡をして、返却となります。

図書館の利用

1. 利用時間

原則として昼休みに開館する（委員の指示に従うこと）。他の時間の利用は担当の先生の指示に従う。

2. 貸出

貸出希望者は、貸出カウンターにて、当番の図書委員に「学年、クラス、出席番号、名前」を告げた後、貸出希望図書を提示し、所定の手続きをしてもらう。

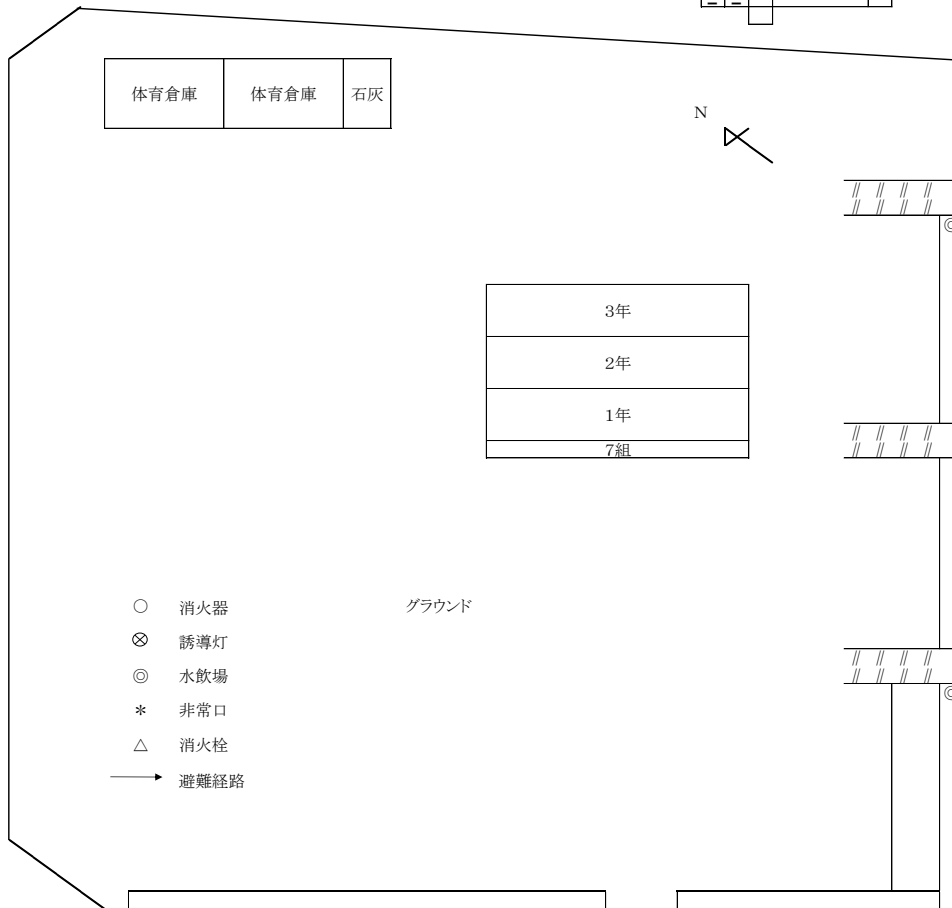
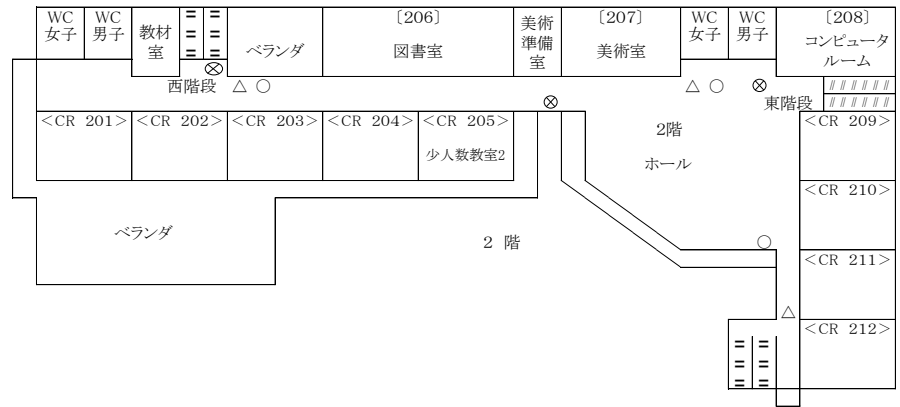
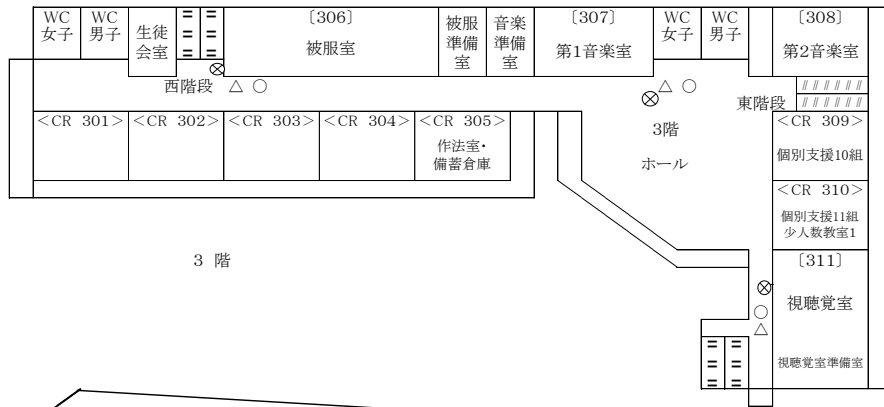
3. 返却

貸出期間は、2週間以内とする。返却時は、貸出カウンターか各フロアにある返却BOXに返却図書を入れる。

閲覧者心得

1. 図書館では、静かに閲覧しましょう。
2. 図書館の本を勝手にもち出さないようにしましょう。
3. 返却日をきちんと守りましょう。
4. 本を大切に扱きましょう。
5. 館内は原則飲食禁止です。

横浜市立日野南中学校 校舎配置図



- 消火器
- ⊗ 誘導灯
- ◎ 水飲場
- * 非常口
- △ 消火栓
- 避難経路

6時間授業（通常50分）

朝学活	8：40～8：50
1校時	8：55～9：45
2校時	9：55～10：45
3校時	10：55～11：45
4校時	11：55～12：45
昼食	12：55～13：10
昼休み	13：10～13：30
5校時	13：35～14：25
6校時	14：35～15：25
帰り学活	15：30～15：35
清掃	15：35～15：50

5時間授業（通常50分）

朝学活	8：40～8：50
1校時	8：55～9：45
2校時	9：55～10：45
3校時	10：55～11：45
4校時	11：55～12：45
昼食	12：55～13：10
昼休み	13：10～13：30
5校時	13：35～14：25
帰り学活	14：30～14：35
清掃	14：35～14：50

- 委員会や係活動、部活動の朝練習の場合をのぞいて、8時20分より前には校舎に入ることはいけません。
- 8時40分の始業時刻に遅れると遅刻扱いになります。時間前に教室に入り自分の席に着くようにしましょう。
- 委員会や係活動、部活動がない場合は、清掃終了後にすみやかに下校しましょう。

部活動下校時刻

4月～8月	17：45終了18：00下校
9月・3月	17：30終了17：45下校
10月・2月	17：00終了17：15下校
11月～1月	16：45終了17：00下校

（部活動の朝練習開始時刻）
 7時00分より前には校地内に入らないこと。朝練習の活動開始は7時15分からです。

（部活動の再登校について）
 再登校の時間までは指定の場所で待機してください。

※校門前では通行の妨げにならないように注意しましょう。

気象警報発表時および地震発生等における登下校について

横浜市内に気象警報が発表された場合、生徒の安全を確保するため、次のように対応しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

	状態	学校の対応	備考
登 校 前	午前 6時 の段階で、 横浜市内※1に 「暴風警報」 「大雪警報」 「暴風雪警報」 「特別警報」※2 「降灰予報」 が発表継続中の場合	全市一斉「臨時に休業」	この場合は原則として、 学校からの連絡は行いません。
	午前 6時 の段階で、 横浜市内に 「暴風警報」を伴わない 「大雨警報」 「洪水警報」 が発表継続中の場合	平常通りに授業を実施します。 ※但し、通学路に危険がある場合は各ご家庭の判断で登校を見合わせて下さい。その際は、学校に電話連絡をお願いします。 (遅れて登校しても遅刻の扱いはしません)	この場合は、学校より すぐーる、電話、または プリント等にて連絡をします。
登 校 後	登校後に 「警報」・「降灰予報」 が発表された場合	学校で状況に応じて判断し、対応します。	状況により、適宜学校 から連絡します。

※1 「横浜市内に警報が発表されている場合」とは、「神奈川県全域」「神奈川県東部」「横浜・川崎」のいずれかに警報が発表されている状態を指します。

※2 「特別警報」については種類は問いません

市内で**震度5強以上**の地震が観測されたときは次のように対応しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

状況	学校の対応
市域のいずれかで 震度5強以上 の地震が観測された場合	原則として当日および翌日は休校です。登校後に発生した場合は、お子様は保護者へ引き渡すまで学校に留め置きます。
神奈川県内で、弾道ミサイルについてのJアラートが発信された場合	原則として、自宅待機となります。その後、上空通過や領海外に落下した場合は、教育活動が再開されます。ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として、臨時休業になります。

クロムブック使用上のルールについて

1. 授業に関係のないことのために使用したり、調べたりしない。ゲームや動画視聴も禁止。
 2. 使わないときは、保管庫にしまう。
 3. 授業中に使用するときは、先生に伝える。
 4. クラスで決めた係が、パソコンがきちんと保管庫にしまわれているか確認する。
 5. 人のアカウントを使用したり、パソコンを使用したりしない。
 6. 私的な使用における写真撮影禁止。その他、授業にかかわることについての写真撮影は、担当の先生の許可があれば OK。
 7. 人の顔を撮影しない。見つけた場合はすぐに削除する。
 8. 授業に関係のない画像はダウンロードしない。
 9. 学校から借りているものなので、丁寧に扱う。シールを勝手にはがさない。
 10. 休み時間や、放課後に教室以外で使用しない。
- ただし、委員会や、授業などにかかわることで、教室外で使用する際は、担当の先生の許可を得ること。また、担当の先生がついた状況で行わなければならない。
11. 昼食を食べ終わったら、他の人に迷惑にならないように使用するのは OK。

《注意事項》

ユーザーID 及びパスワードの管理について

- (1) この ID は、G Suite for Education にログインする際に本人を識別するための ID です。この ID を使用して、G Suite for Education のサービスを利用することができます。
- (2) ユーザー ID 及びパスワードは利用者本人が責任をもって管理し、他の用途には使用しないでください。
- (3) パスワードの紛失・漏えいには十分注意してください。パスワードを紛失した場合等は、速やかに学年の先生に連絡してください。

不許
複製

発行者 横浜市立日野南中学校
横浜市港南区港南台四丁目 3 7 - 1

(注意)

- (1) この証明書は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車船する場合には必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。
- (3) この証明書は、他人に貸与し、または譲渡することはできない。
- (4) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。